

令和7年度申請用

受付印

【申請日】 令和 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（兼現況届）

【宛先】宜野湾市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、申請日に関わらず、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート)の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

申込児童	ふりがな		生年月日	現住所	〒
	氏名		平成・令和 年 月 日		
保護者	父・母 (その他)	ふりがな	生年月日	現住所	〒
		氏名	昭和・平成 年 月 日		
	父・母 (その他)	ふりがな	生年月日	現住所	〒
		氏名	昭和・平成 年 月 日		
電話番号	①	父・母 その他 ()	②	父・母 その他 ()	

施設やサービス等 (予定を含む)を利用する	☐ 幼稚園(午前)のみの利用を希望		【新1号認定】《下記の保育を必要とする理由以降は記載不要》		
	☐ 幼稚園(午前) + 預かり保育の利用を希望		【新2・3号認定】		
	☐ 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポート等の利用を希望				
	保育施設名		ご利用の施設又はサービスの種類 ☐ 認可外保育施設 ☐ 幼稚園 ☐ 認定こども園 ☐ ファミリーサポート ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ 特別支援学校	所在地	〒
			利用開始日	令和 年 月 日	

保育を必要とする理由	※該当するものに☑を付けてください。											
	【子から見た続柄】 父・母・その他 ()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障がい等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他 ()			
	【子から見た続柄】 父・母・その他 ()	☐ 就労	☐ 妊娠 出産	☐ 疾病 障がい等	☐ 介護 看護	☐ 災害 復旧	☐ 求職 活動等	☐ 就学	☐ その他 ()			

前年1月1日 現在の住所 ※2 ※都道府県と市町村のみ	父・母 その他 ()	☐ 現住所と同じ	父・母 その他 ()	☐ 現住所と同じ
前々年1月1日 現在の住所 ※3 ※都道府県と市町村のみ	父・母 その他 ()	☐ 現住所と同じ	父・母 その他 ()	☐ 現住所と同じ

《確認事項》現住所と異なる場合、記入した住所地に対し、宜野湾市がマイナンバーを用いた情報連携（照会）を行うことに ☐ 同意します ☐ 同意しません ※チェックがない場合は同意したものとみなします。

※2・3 現住所と異なる場合は記入した住所地の市町村で発行される前年又は前々年1月1日を賦課期日とする市町村民税所得割額がわかる証明書（所得課税証明書等）の提出を求めることがあります。予めご了承ください。

■提出書類（以下の中から該当する書類を提出して下さい。）

保育を必要とする理由	必要な書類	注意事項
就労している方 （被雇用者） ※産休・育休中の方も含む。	■『就労証明（申告）書』※子育て支援課が指定する様式	※ <u>月64時間以上かつ月54,000円以上の収入があることが要件</u> となります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として取り扱いいます。 ※本人記入及び日付が無い、記入担当者名が無いものは無効となります。記入漏れが無いようご注意ください。 ※『 <u>育児休業</u> 』を理由に認定ができるのは、 <u>育児休業前から保育施設を利用しており、引き続き育児休業を取得する必要があると認められるときに限ります。</u>
就労している方 （自営業・法人役員） ※農業・漁業・畜産業・内職を含む。	■『就労証明（申告）書』※子育て支援課が指定する様式 ※就労証明（申告）書に加えて、（１）～（４）の状況に合わせて、以下の添付書類が必要となります。 （１）令和6年1月1日以前から自営業を開始している方 →「税務署等で確定申告をした際の本人控えの写し」 （２）令和6年1月1日以降に自営業を開始した方 →「税務署へ提出した個人事業開業届の本人控えの写し」 →「保健所が発行した営業許可証等の写し」 （３）法人役員の方 →「ご自身の氏名・住所が記載された法人登記簿謄本の写し」 （４）家族従事者・協力者の方 →「民生委員からの証明」	※ <u>月64時間以上かつ月54,000円以上の収入があることが要件</u> となります。この要件を満たさない場合は『求職活動』として取り扱いいます。 ※本人記入及び日付が無い、記入担当者名が無いものは無効となります。記入漏れが無いようご注意ください。 ※民生委員からの証明を受ける場合、民生委員へ「民生委員への依頼書（※子育て支援課が指定する様式）」を提出する必要があります。また、証明を受ける際に時間がかかることもあるため、期限に余裕をもって、お早めに依頼してください。
申込児童の下の子ょうだいを 出産予定の方	■親子健康手帳（母子手帳）の以下のページの写し（A4） ①出産予定日が記載されているページ ②母の氏名が記載されているページ	※対象となる期間は、出産予定日の3か月前から出産日を起算日として8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。
疾病をお持ちの方	■診断書 ※子育て支援課が指定する様式	※『 <u>保育に支障がある</u> 』旨の内容が記載されることが必要です。
障がいをお持ちの方	・以下のいずれかをご提出ください。 ①以下の手帳の写し（A4） ■身体障がい者手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳 ■療育手帳 ②診断書 ※子育て支援課が指定する様式	※診断書の場合、『 <u>保育に支障がある</u> 』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、申請時点で有効期間内であることが必要です。
親族の看護・介護 をしている方	■看護・介護申立書 ※子育て支援課が指定する様式 ・『看護・介護申立書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①診断書 ※子育て支援課様式 ②身体障がい者手帳の写し（A4） ③精神障がい者保健福祉手帳の写し（A4） ④療育手帳の写し（A4） ⑤介護保険被保険者証の写し（A4） ※ <u>要介護以上</u>	※親族の看護・介護に <u>月64時間以上を要していることが要件</u> です。 ※診断書の場合、『 <u>介助が必要である</u> 』旨の内容が記載されていることが必要です。 ※手帳等の場合、申請時点で有効期間内であることが必要です。
災害復旧等	■罹災証明書	※災害復旧にあたっている場合にご提出ください。
求職活動中の方	■求職活動状況申立書 ※子育て支援課が指定する様式	※認定有効期間は認定日から起算して、90日が経過する日の月末までとなります。
就学している方	■在学証明書 ※学校様式 ・『在学証明書』に加えて、以下のいずれか1つを添付してください。 ①授業日程（時間割）が分かる資料の写し（A4） ②授業（学習）日程申立書 ※子育て支援課が指定する様式	※就学に要している時間（拘束時間を含む。）が <u>月64時間以上であることが要件</u> です。 ※大学、高校、1年以上の専門学校、職業訓練校等に通っている場合（通信でも可）に認定することができます。ただし、自動車学校や塾、習い事教室等は除く。
申込児童の下の子ょうだいを 家庭保育している方 （みなし育児）	■継続利用に関する申立書 ※子育て支援課が指定する様式	※ <u>みなし育児に係る児童が認可保育施設等を利用していない場合に、2歳になるまでの間は認定することができます。</u> ※『 <u>みなし育児</u> 』を理由に認定ができるのは、 <u>認定時より前から保育施設を利用しており、引き続きみなし育児認定を行う必要があると認められるときに限ります。</u>

※一時預かり事業や病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート)を利用する方は育児休業、みなし育児での認定はできません。

※ひとり親世帯で児童扶養手当や母子父子家庭等医療費助成、遺族年金のいずれも受給していない場合は、離婚日の記載された戸籍謄本を添付してください。

※新3号認定対象児童の世帯で保護者に軍人・軍属の方がいる場合、『W-2』の提出が必要となります。令和7年4月から令和7年8月まで無償化認定を希望する方は「2023 W-2」、令和7年9月から無償化認定を希望する方は「2024 W-2」を併せてご提出下さい。